

昭和村排水設備工事指定店  
排水設備工事基準等について

## 排水設備工事指定店打ち合わせ資料

排水設備の構造基準は、下水道法（昭和33年法律第79号）に定めるもののほか次の各号の基準によらなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めたときはこの限りではない。

（1）排水設備のための使用材料、設備機器等は原則として次の規格及び、標準仕様に適合したものをを用いること。

- ア J I S（日本工業規格）
- イ J A S（日本農林規格）
- ウ J W W A（日本水道協会規格）
- エ J S W A S（日本下水道協会規格）
- オ H A S S（空気調和、衛生工学会規格）  
H A S S 2 0 4（衛生設備工事標準仕様）  
H A S S 2 0 6（給排水設備基準）
- カ J C P A（日本鋳鉄協会規格）
- キ その他村長が認めたもの。

（2）管渠の勾配は、100分の1以上とすること。

（3）汚水を排除すべき排水渠は暗渠とし、次の箇所には、塩化ビニール製のインバートます（150mm以上）を設けること

- ア 排水管の起点
- イ 汚水の合流地点
- ウ 汚水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所
- エ 管渠の内径又は管種が異なる箇所
- オ 管渠の長さがその内径の概ね120倍を超えない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所。

（4）汚水を排除すべきます又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

(5) 台所、浴室、洗濯場等の汚水を排除する箇所には、トラップますを設けること。ただし施工上支障があるときは、容易に検査及び清掃ができる構造の防臭装置の設置に替えることができる。

(6) 油脂類を含む汚水を排除する排水設備にあつては、除油装置を設けること

(7) 病院及び洗車場等で土砂及びこれらに準ずるものを多量に排出する場所には、それに対応できる砂溜まりを設けること。

(8) 汚水を排除する枝管の内径は、次の表に掲げるとおりとする。

枝 管 の 種 別	内 径
小便器、手洗い器及び洗面器接続管	50 mm以上
浴室及び炊事場の接続管	75 mm以上
大便器接続管	100 mm以上

(9) 汚水ますの深さは、次の表による。

内 径	ま す の 深 さ
100 mm	200 mm以上
150 mm以上	300 mm以上

(10) 水洗便器の構造は、次のとおりとする。

ア 大便器 排水設備内に汚物が停滞しないように、洗浄1回ごとに8リットル以上の水を1時に流出させる装置を備えていること。

イ 小便器 適当な洗浄装置を備えていること。

ウ タンク・トラップ洗浄管及び給水管

必要に応じ凍結防止のための適当な防寒装置を備えていること。

## ◎提出する書類

### 1. 農集排（公共マス新設）※原則住宅1棟につき1つの権利

- ・様式第3号（第3条関係）排水処理施設新設工事承認申請書
- ・案内図
- ・建屋延床面積が確認できる平面図
- ・様式第2号（第3条関係）土地使用承認書

### 2. 浄化槽設置

- ・別記様式第1号（第2条関係）戸別浄化槽設置申請書
- ・案内図
- ・建屋延床面積が確認できる平面図
- ・様式第2号（第3条関係）土地使用承認書

### 3. 宅内配管工事

- ・様式第1号（第3条関係）排水設備新設等計画（計画変更）承認申請書
- ・案内図
- ・配管図（平面図・横断図）
- ・排水工事設計書（金額記載のこと）
- ・様式第2号（第3条関係）土地使用承認書

※土地使用承諾書は土地所有者が施主と異なる場合に提出。血縁者でも必要

※宅内配管工事は新築、改築、改造、増設にかかわらず申請が必要。農集排、浄化槽ともに必要。

## ◎排水設備工事注意点

- ・雨水、外水道、給湯器排水は原則接続しないこと。浸透マス等の宅内処理。
- ・外国人実習生宿舎は油の流入が多いので、台所に除油設備（溜めマス等）を設置すること

## ◎検査について

- ・最上流マス管底高確認（土被り200mm以上確保されているか）
- ・申請配管図との整合確認（申請後変更があった際は竣工図を提出すること）
- ・通水試験（バケツ1杯程度）

## ○条例抜粋

（排水設備の計画承認）

- 1 承認を受けようとするものは、排水設備新設等計画（計画変更）承認申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない
- 2 申請書には、設計書、平面図、横断図、縦断図及び特殊な構造をもつ排水設備についてはその構造図を添付しなければならない。
- 3 申請人の所有する土地以外の土地に排水設備を施設する場合は、その所有者の承諾書（様式第2号）を添付しなければならない。
- 4 村長は、第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認したときは、排水設備等新設計画（計画変更）承認通知書（様式第3号）を当該申請者に交付するものとする。

（その他）

その他、不明な点及び、疑義等が生じた場合は、その都度協議する。